

## 預 かり 保 育 申 込 書

平成 年 月 日

保護者住所 神川町大字  
氏 名

(印)

神川町教育委員会教育長 様

預かり保育につき次のとおり申し込みます。なお、預かり保育認定に必要な税額等を町が調査することに同意します。

幼児	氏名 (ふりがな)	生 年 月 日	性 別	健康状態	連絡先 (電話番号)
歳		年 月 日生	男・女	健・否	自宅 勤務先 母等携帯
預かり保育を希望する期間		年 月 日から		年 月 日まで	
希 望 す る 曜 日 (○をつけてください)		月 火 水 木 金			
希 望 す る 時 間 (朝と夕方に○をつけて から記入してください)		朝 時 分から		夕方 時 分まで	
預かり保育を必要とする理由		理由番号 (裏面参照) ( )			

### 預かり保育幼児の家庭状況

区分	(ふりがな) 氏 名	幼児 との 続柄	年 齢	性 別	職 業	健 康 状 態	課 税 の 有 無		備 考
							前年度分 市町村民税	前年分 所得税	
幼 児 の 世 帯 員				男・女		健・否	有・無	有・無	
				男・女		健・否	有・無	有・無	
				男・女		健・否	有・無	有・無	
				男・女		健・否	有・無	有・無	
				男・女		健・否	有・無	有・無	
				男・女		健・否	有・無	有・無	

* 町 記 載 欄	預かり 保育の 承諾	預かり保育の実施の要否	預かり保育の実施期間		生保	有・無
		要・否 (理由)	自 年 月 日 至 年 月 日		障害	有・無
					母子	有・無
		年 月 日承諾	備 考			

## 記入上の注意

この預かり保育申込書は、保護者が次の点に注意し記入の上、神川町教育委員会に提出してください。なお、その家庭から2人以上の幼児が同時に入園を申し込む場合は、それぞれの幼児ごとに1枚の用紙を用いてください。

- 1 「幼児」の欄は、「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 2 預かり保育できる基準は次の表に掲げるような場合で、かつ、両親以外の同居している親族等が幼児の保育をできない場合に限られます。

「預かり保育の実施を必要とする理由」の欄については、両親（両親が別居している場合には現在幼児の面倒を実際に見ている者）が下の表の(1)から(6)までに掲げるいずれの場合に該当するかを判断して、その該当する番号をすべて（ ）内に記入し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入してください。（例えば、(1)や(2)に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数等、(3)では親の具体的状況等、(4)では傷病名や治療見込み期間等、(5)では看護している病人等の傷病名や治療見込み期間等、(6)では災害の程度・復旧見込み期間等）

なお、具体的な状況を確認できる書類があれば併せて添付してください。

- 3 「幼児の世帯員」の欄は、幼児本人以外の幼児の両親（同居・別居の別を「備考」に記入してください）及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「課税の有無」の欄は、該当するものを○で囲んでください。また、世帯員の中で（希望する）預かり保育幼児の他に（希望する）預かり保育をしている者がいる場合は、「備考」欄に記入してください。
- 4 ・預かり保育ができる基準に該当しないために預かり保育が認められない場合があります。  
・預かり保育ができる基準の該当事由により預かり保育の実施期間の希望に添えない場合があります。

### 預かり保育できる基準

預かり保育できる幼児は、両親いずれも（両親と別居している場合には幼児の面倒をみている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

- (1)【家庭外労働】 幼児の親が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その幼児の保育ができない場合
- (2)【家庭内労働】 幼児の親が家庭で幼児とはなれて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その幼児の保育ができない場合
- (3)【親のいない家庭】 死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合
- (4)【母親の出産等】 親の出産の前後、病気、負傷、心身に障害があったりするので、その幼児の保育ができない場合
- (5)【病人の看護等】 その幼児の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害がある人があるため、親がいつもその看護に当たっており、その幼児の保育ができない場合
- (6)【家庭の災害】 火災や風水害や地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、幼児の保育ができない場合
- (7)【特例による場合】 前各号に掲げるもののほか、それらの場合に照らして明らかにその幼児の保育に欠けると教育委員会が認めた場合